

「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見募集の結果について

令和5年2月10日
農林水産省消費・安全局
環境省水・大気環境局

「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」に対する意見募集の結果について、令和4年9月13日から令和4年10月12日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して300件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙1に記載しましたので、お知らせします。

なお、本省令はSPS通報及びTBT通報等の所要の経路を経て公布及び施行いたします。施行日については、これらの経路に要する期間やお寄せいただいた御意見を踏まえ、意見募集時の案から別紙2のとおり一部修正を行いました。修正後の省令は別紙3のとおりです。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

電話：03-3502-8111（内線4500）

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

電話：03-3581-3351（内線6600）